

建築物の改築に伴うガイドライン策定に関する研究

正会員 ○後藤大輝* 同 姫野由香**
同 清川智裕* 同 長弘颯太郎*

景観計画 ガイドライン 歴史的景観
城下町 武家地 町人地

1 研究の背景と目的

日本は明治以降、急速な都市化の中で、地域特有の景観が失われていったとされる一方で、一部の自治体では景観法制定以前から、景観に関する自主条例を定めるなどして景観の保全に努めてきた¹⁾。しかし、自主条例だけでは強制力がなく、条例違反行為を制限できないといった課題があった¹⁾。こうした背景から、2004年に景観法が制定され、地域特有の景観形成が推奨されている^{注1)}。

栗山²⁾によると、景観ガイドラインは、法に基づく景観条例と計画の解説、自主ルールによる景観誘導の2つを主たる目的として策定されてきたとしている。さらに、景観ガイドラインが対象とする範囲を細分化することにより、地域の景観特性や景観形成基準の意図に即した具体的な解説が記述され易いとしている。つまり、自治体が地域特性を反映した具体性のある景観ガイドラインの策定を目指す場合は、景観特性に応じて、既存の景観計画区域を細分化することが有効であることがわかる。

また、岡本³⁾は、京都市の生業により形成された景観を分析することにより、表面的な景観を捉えるだけでなく、今後も変化する建造物など、景観を構成する要素の歴史的な背景を認識した上で、景観の指針を決定することの重要性を明らかにしている。つまり、各自治体は、都市の歴史的背景が現在の景観に及ぼしている影響を十分把握した上で、景観のルールを定める必要があるといえる。

また、重要伝統的建造物群保存地区に選定されている地域のように、守るべき建築の年代や様式が限定的な場合、景観の目指すべき方向性は明確である。しかし、多年代の建築様式が混在している地域では、景観の目指すべき方向性が一定ではない。多年代の建築様式が混在している地域では、都市の歴史的背景が建築様式に及ぼしている影響を理解し、景観形成基準や景観ガイドラインに反映する必要があると考えられる。

大分県竹田市城下町地区(以下、竹田城下町地区)は、重要伝統的建造物群保存地区に選定されておらず、多年代の建築様式が混在している。また、景観法制定以前の1997年から竹田地区町並み形成景観・修景ガイドライン(以下、ガイドライン)を自主条例に基づき策定し、修景助成を行いながら運用してきた。しかし、ガイドラインには過去の土地利用といった歴史的背景を反映した地区の細分化の

記載、同地区の特徴とされる⁴⁾水路と建築物の意匠に関する記載はなく、その意匠が地域の固有性である理由の特定や解説が十分にされていない。また、ガイドラインに従わずに修景助成を受けない開発行為が一部で進行しており、空地も増加傾向にあるため、町並みが変化しつつある。

そこで、本研究では、ガイドライン改定のための基礎的な研究として、竹田城下町地区に注目し、1869年^{注2)}の同地区における武家屋敷地、寺社地、掛屋敷及び裏屋敷の敷地数を基に地区の細分化を行う。さらに、同地区の歴史的背景と建築物の意匠の関係を、建築物の調査により明らかにすることを目的とした。

2 研究の方法と研究対象地

2.1 研究の方法

本研究では、3つの古地図、公図⁵⁾⁶⁾⁷⁾による文献調査と現地調査を行う。まず、竹田城下町地区の歴史的背景を把握するため、年代毎の敷地数の変化とその要因から、同地区を細分化する(3章)。次に、文化財に指定・登録されている建築物の意匠の調査を行い、同地区の歴史的背景と建築物の意匠の関係を明らかにする(4章)。

2.2 研究対象地について

大分県竹田市は、1979年に竹田史跡等環境保存条例を、1997年に竹田市歴史的街並み景観形成等補助金交付要綱を制定し、2016年に竹田市景観計画を策定している。本研究では、同計画において「町並み景観エリア」として景観形成重点地区に指定されている竹田城下町地区に注目する。さらに、古地図⁵⁾⁶⁾に描画されている範囲のうち、町割りが大きく変化した箇所⁸⁾を除外し^{注3)}、本研究の研究対象

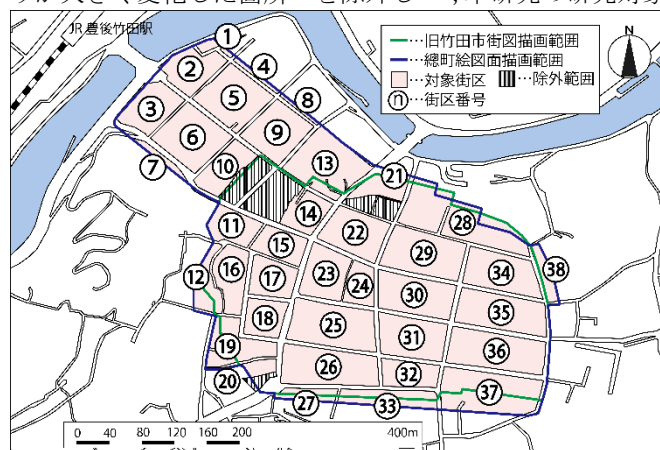


図1 研究対象地と調査対象の街区番号

地とした(図1)。

3 竹田城下町地区の細分化による地区の特性

3.1 年代ごとの敷地数の変遷

ArcGISのジオリファレンス機能を用いて、古地図⁵⁾⁶⁾を現在の地図に照合し、年代Ⅰと年代Ⅱの敷地数、年代Ⅱにおける武家屋敷数、掛屋敷及び裏屋敷数を表1に示す。なお、古地図⁵⁾⁶⁾の作図時期である「1647～1666年」「1869年」を、それぞれ年代Ⅰ、Ⅱとする。敷地数合計(表1計*)は、年代ⅠからⅡにかけて300件から633件に増加(増加率:211%)している。この増加要因を特定する為、街区ごとの敷地数変化率を集計した。敷地数変化率が100%を上回るのは、街区番号⑪、⑬～⑳、㉔～㉖の計25街区であった。これら25街区の年代Ⅱにおける武家屋敷、掛屋敷、裏屋敷の件数に着目すると、街区番号⑬、㉔、㉖には武家屋敷のみ記載があり、それ以外の22街区は、掛屋敷と裏屋敷の記載があった。掛屋敷は商人の所有する貸家であり、裏屋敷は通りに接道しない敷地にある屋敷である。したがって、江戸時代の竹田城下町地区は、商業の発展と共に地区内人口が増加し、住居を求める町人の需要に対応すべく、有力な商人が既存の敷地を分筆したことが考えられる。つまり、同一エリア内の敷地数に対し、掛屋敷及び裏屋敷の占める割合が大きい場合、付近に有力な商家があったと推察でき、町人地に位置づけられると考えることができる。

表1 対象街区ごとの敷地数

街区番号	敷地数					
	年代Ⅰ	ⅠからⅡの敷地数変化率	年代Ⅱ	年代Ⅱ		
				武家屋敷数	掛屋敷数	裏屋敷数
①			2	2	0	0
②			9	2	2	1
③			15	1	4	2
④			1	1	0	0
⑤			17	2	2	3
⑥			20	3	3	6
⑦			1	1	0	0
⑧			1	1	0	0
⑨			22	3	5	3
⑩			16	4	2	3
⑪	8	125.0	10	0	5	1
⑫	4	100.0	4	1	0	0
⑬	1	400.0	4	4	0	0
⑭	8	175.0	14	0	4	5
⑮	11	118.2	13	0	8	0
⑯	2	550.0	11	0	1	1
⑰	6	300.0	18	0	14	2
⑱	8	300.0	24	0	8	1
⑲	4	350.0	14	2	5	2
⑳	2	200.0	4	0	1	0
㉑	5	480.0	24	1	4	5
㉒	15	226.7	34	0	11	6
㉓	16	243.8	39	0	9	7
㉔	8	250.0	20	0	3	4
㉕	20	285.0	57	0	12	10
㉖	16	293.8	47	0	6	12
㉗	1	300.0	3	3	0	0
㉘	14	150.0	21	12	2	0
㉙	11	427.3	47	2	4	6
㉚	24	200.0	48	0	8	7
㉛	18	272.2	49	0	4	7
㉜	8	212.5	17	0	7	3
㉝	1	400.0	4	4	0	0
㉞	18	16.7	3	9	0	0
㉟	32	121.9	39	4	2	2
㊱	24	158.3	38	0	2	4
㊲	15	180.0	27	4	4	2
㊳			3	3	0	0
計	300	-	740		142	105
計*	300	-	633		134	87
avg	-	211	-	-	-	-
備考	(件)	(%)	(件)	(件)	(件)	(件)
※	…⑪～㉖までを対象とした集計					
凡例	…敷地数変化率が100%以上の街区					

表2 敷地種別による街区分類

街区内部敷地種別	該当街区
武家屋敷地のみ	①、④、⑦、⑧、⑬、⑲、㉔、㉖、㉟
未記載敷地、掛屋敷(又は裏屋敷)がある	⑪、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱、㉑、㉒、㉓、㉔、㉕、㉖、㉗、㉘、㉙、㉚、㉛、㉜、㉝、㉞、㉟
武家屋敷地、掛屋敷(又は裏屋敷)がある	②、③、⑤、⑥、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱、㉑、㉒、㉓、㉔、㉕、㉖、㉗、㉘、㉙、㉚、㉛、㉜、㉝、㉞、㉟
武家屋敷、寺社地がある	⑫
武家屋敷、寺社地、掛屋敷(又は裏屋敷)がある	⑤、③⑤

3.2 竹田城下町地区の細分化

本節では、年代Ⅱの古地図⁶⁾を利用して地区の細分化を行う^{注2)}。街区内の武家屋敷地、寺社地、掛屋敷及び裏屋敷の有無によって街区を分類した結果を表2に示す。これにより、同一街区内に武家屋敷地、寺社地、掛屋敷及び裏屋敷が混合している街区が存在することがわかる。そのため、竹田城下町地区の細分化は、敷地境界線を参考とすることが望ましいと考える。そこで、古地図⁶⁾に武家屋敷、寺社の記載がある敷地を武家地(黄)、寺社地(灰)とし、それらを除く、街路もしくは水路によって区切られる敷地のまとまりを敷地群とした(図2)。

まず、町人地を特定するため、敷地群の敷地数に対する掛屋敷・裏屋敷の割合を調査した。地区全体の敷地数に対する掛屋敷・裏屋敷の平均割合は33.1%であり、それを上回る27敷地群を町人地(緑)とした。次に、武家地、寺社地、町人地に分類されない敷地群について、裏屋敷に注目した。裏屋敷は表通りに接道した商人の屋敷の裏に建築された屋敷である。つまり、裏屋敷が建築されている敷地群には、主に商人の敷地があったことが考えられるため、準町人地(青)とした。また、裏屋敷が存在しない敷地群(赤)は武家地に隣接している場合が多いことから武家所有の土地、または職人の土地であったことが推察される。

以上より、竹田城下町地区を武家地、寺社地、町人地、準町人地、その他の5つに細分化した(図2)。武家地、寺社地、その他が竹田城下町地区の外縁部に、その内側に町人地、準町人地が位置していることがわかる。竹田市史⁸⁾、竹田奇聞⁹⁾によると、竹田城下町形成(1593年)以前、竹田城下町地区は水田地帯であり、「西南・東部の山付き」「今の山川あたり」に民家が点在していたとされている(図2)。城下町形成の際、民家が点在していたとされている地域は、水田地帯に比べて地盤が良好であったため、身分の高い武家の屋敷や寺社が建築されたと考えられる。

3.3 現在の敷地と細分化された地区の関係

竹田城下町地区の歴史的背景を把握するため、図2と公

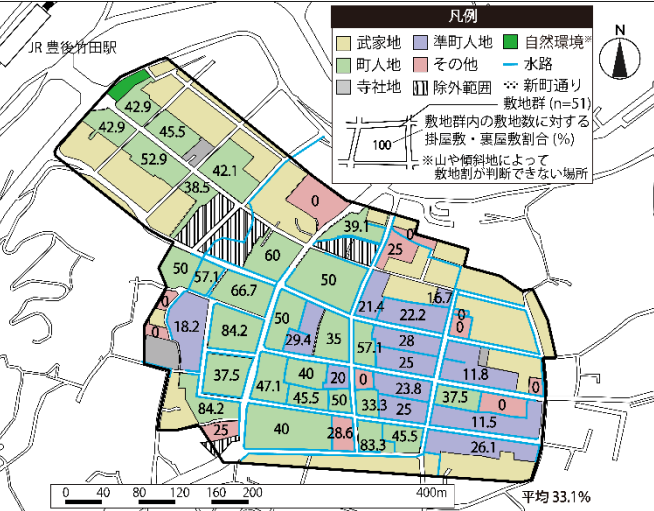


図2 竹田城下町地区内のエリア分け

図⁷⁾を重ね合わせ、現在(2023年)における同地区の敷地を、8つに細分化した(図3)。公図⁷⁾に記載されている接道していない敷地を非接道敷地、1つの敷地に対して2つ以上の地区が混在している敷地を混合敷地とした。

非接道敷地の分布に注目すると、町人地、準町人地の敷地に隣接する非接道敷地は、年代Ⅱに存在していた街区内を通る水路(以下、街区内水路)に隣接する場合が多い。このことから、竹田城下町内の水路は防火対策だけではなく、利水や排水として生活を確立させる役割もあったことがわかる。また、非接道敷地は武家地に隣接している場合が多く、混合敷地である25敷地の内、18敷地が武家地との混合敷地であることから、年代Ⅱ以降、武士の身分制度が消失により、面積が大きい武家屋敷地が分筆されたことが推察できる。

4 歴史的背景と建築物の意匠の関連

2021年3月現在、竹田城下町地区内には江戸時代、明治時代の武家屋敷や町屋が残存しており、7件^{注4)}の文化財指定・登録の建築物が存在している。本章では、そのような建築物について目視での調査と測量を現地で行い^{注5)}、同地区の歴史的背景と建築物の意匠の関係を明らかにする。調査結果を表3に示す。

【立地する地区や建築物種別と建築物の意匠の関係】町人地に立地する塩屋(③)、佐藤家住宅(④)、旧竹屋書店(⑤)に注目する。これら3棟の2階窓は、防火、防湿、防盜のため蔵の窓として使用される鉄格子付き窓(図4)である(表3)。しかし、出入り口は木製の両開き戸であり開口部をなるべく小さくすることで防火性を高める蔵の構造に

反する。したがって、保管や貯蔵を目的とする蔵ではなく、店舗兼住宅としての使用を目的とする見世蔵であることが分かる。そのため、3棟(③、④、⑤)の建築年である1865～1899年に、町人地に多数存在していた店舗兼



図4 鉄格子付き窓

住宅の名残であり、重要な意匠の特徴といえる。旧竹田荘(①)、御客屋敷(②)、竹田市公民館竹田分館(⑥)は真壁造りである。旧竹田荘(①)は武家屋敷であったとされ¹⁰⁾、御客屋敷(②)は、他藩からの武士の宿泊所として利用されていたとされる¹¹⁾。竹田市公民館竹田分館(⑥)は武家地に立地している。これらの建築物種別と立地する地区から、ガイドラインにはすべての町屋型建築の1階部分を真壁造りにする整備方針が定められているが、竹田城下町地区では、町屋と比べて格式が高い建築物の壁面形式に真壁造りが使用されていたことが考えられる。

【水路と建築物の意匠の関係】年代Ⅱ以降に建築された建築物の内、年代Ⅱと現在の双方の年代で水路が隣接している佐藤家住宅(④)、旧竹屋書店(⑤)、吉川家住宅(⑦)の腰壁に注目する。これら3棟(④、⑤、⑦)が建築された際は、水路が隣接しており^{注6)}、外壁が水路の湿気により腐食するのを防ぐため、耐湿性のある石やなまこ壁が腰壁に使用されたと考えられ、重要な意匠の特徴といえる。

5 総括

本研究では竹田城下町地区に注目し過去の武家屋敷地、寺社地、掛屋敷及び裏屋敷の敷地数を基に同地区の細分化を行い、同地区の歴史的背景を把握した。また、同地区の

歴史的背景と建築物の意匠の関係を、文化財に登録・指定されている建築物の調査により明らかにした。

【武家屋敷地、寺社地、掛屋敷及び裏屋敷の敷地数に基づく地区の細分化】

年代Ⅱの竹田城下町地区を5つに細分化した。その内、武家屋敷と寺社が城下町形成時(1593年)に民家が点在していた位置に立地していたことが分かった。また、5つに細分化した年代Ⅱの地区を基に、現在の同地区を8つに細分化することができた。現在の非接道敷地が年代Ⅱの街区内水路に隣接する場合が多いことから、水路は、利水や排水として生活を確立させる役割があったとわかった。

【歴史的背景と建築物の意匠の関連】

町人地に立地する建築物の意匠から、鉄格子付き窓は、町人地の重要な意匠であることを明らかにした。真壁造りの建築物が立地する地区と建築

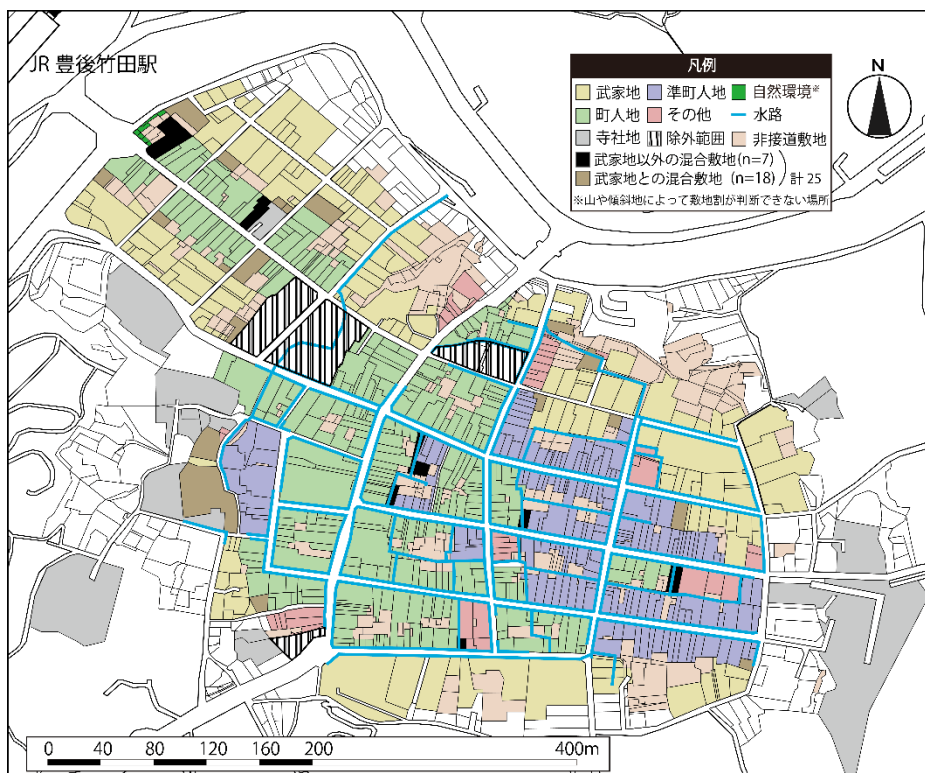


図3 現在の敷地割と細分化された地区

物種別から、竹田城下町地区では、町屋と比べて格式が高い建築物の壁面形式に真壁造りが使用されてきたことが考えられた。また、水路に隣接する建築物の腰壁の素材を明らかにすることで、水路に隣接する建築物は、細分化した地区に関係なく、腰壁はなまこ壁や石である傾向を明らかにした。

以上より竹田城下町地区の歴史的背景と建築物の意匠の関連を明らかにすることができた。しかし、江戸・明治・大正時代に建築された同地区内の文化財指定・登録の建築物の調査に留まっているため、他年代に建築された竹田城下町地区内の建築物を調査し、細分化した地区それぞれにおける年代ごとの意匠の傾向を明らかにすることを今後の課題とする。

【補注】

- 注1) 景観法の基本理念(第2条第3項)では、地域特有の景観形成が推奨され、景観計画区域内に、異なる景観特性が複数ある場合、自治体は、地区を区分し、それぞれの地域特有の景観形成基準を定めることが可能である。
- 注2) 竹田城下町地区について、武家屋敷地等の屋敷の種別が詳細に記載された絵図の内、城下町の形成が完了したと想定される1869年に作成された総町絵図面を基に分析を行った。
- 注3) 現在と街区形状が大きく異なり現在の竹田城下町地区に照

- 合することができないため除外した。
- 注4) 主屋以外の倉庫や蔵等を除く。主屋以外の倉庫や蔵等は街路に面しておらず、主屋は全て街路に面しているため主屋を対象とした。
- 注5) 文化財指定・登録を受けている建築物は、その他の建築物に比べ、地域の固有性を反映している可能性が高いと考え調査対象とした。
- 注6) 年代Ⅱから現在まで、3棟(④、⑤、⑦)に隣接する水路が継続して存在していたと想定する。

【参考文献】

- 1) 福沢真一(2005)「わが国景観行政の史的展開－景観保全・まちづくり政策と「景観法」制定を中心に－」日本法政学会 41巻 2号 pp. 105-116
- 2) 栗山尚子、三輪康一(2014. 10)「景観行政における景観ガイドラインの実態と役割に関する研究」, 日本都市計画学会都市計画論文集, vol. 49, No. 3 pp. 741-746
- 3) 岡本和己(2018. 3)「京都における景観の形成過程に関する研究」京都工芸繊維大学博士論文
- 4) 竹田市(2016. 3)「竹田市景観ガイドブック」
- 5) 6) 竹田市歴史文化館・由学館所蔵
- 7) 竹田市役所税務課所蔵

番号	文献名称	作成年	概要
5)	旧竹田市街図	1647~1666	町内(古町を除く)の屋敷割,所有者名,表口の間数が記載
6)	総町絵図面	1869	町内の屋敷割,所有者名,掛・裏屋敷の別が記載
7)	竹田市地籍図	2023	町内の敷地境界線,道路,水涯線が記載

8) 賀川光夫(1984. 5)「竹田市史中巻」竹田市史刊行会

9) 岡本香村(1976)「竹田奇聞下巻」竹屋書店

10) 竹田市 HP(2021. 5)「国指定史跡「旧竹田荘」」
URL: https://www.city.taketa.oita.jp/bunka_rekishi_kanko/yugakukan/3567.html (2024年2月7日最終閲覧)

11) 竹田市 HP(2023. 11)「市指定「御客屋敷」」
URL: https://www.city.taketa.oita.jp/bunka_rekishi_kanko/bunkazai/4806.html (2024年2月7日最終閲覧)

表3 文化財に指定・登録されている建築物の意匠

調査項目		①旧竹田荘	②御客屋敷	③塩屋	④佐藤家住宅	⑤旧竹屋書店	⑥竹田市公民館竹田分館	⑦吉川家住宅
建築物外観								
基本情報	立地する地区	-	準町人地	町人地	町人地	町人地	武家地	準町人地
	建築物種別	武家屋敷	宿泊所	町屋	町屋	町屋	町屋	町屋
	接する通り名	-	-	下本町通り 八幡横丁	田町通り	本町通り 田町通り	下町通り 稲葉川	上町通り 横町通り
	建築年	1790年(寛政2年)	1806年(文化3年)	1865年(元治2年)	1879年(明治12年)	1899年(明治32年)	1913~1920年(大正2~9)	1922年(大正11年)
	文化財種別	国指定史跡	市指定史跡	国登録有形文化財	国指定有形文化財	国登録有形文化財	国指定有形文化財	国登録有形文化財
水路隣接	・種類	・遺跡	・史跡	・建造物	・建造物	・建造物	・建造物	・建造物
	1647~1666	-	×	-	-	-	-	-
	1869	-	×	○	○	○	-	○
建築物形態	現在	×	○(開渠)	○(暗渠)	○(暗渠)	○(暗渠)	×	○(暗渠)
	壁面形式	真壁	真壁	2階大壁 1階真壁	大壁	大壁	大壁	真壁
	間口幅	4.4間	7.1間	3.5間	10.7間	9.0間	5.5間	8.3間
	1階軒	高さ(mm) 2,485	3,231	2,732	2,732	2,480	2,630	2,441
	2階軒	高さ(mm) 548	688	670	528	700	950	682
素材	・種類	・遺跡	・史跡	・建造物	・建造物	・建造物	・建造物	・建造物
	1647~1666	-	×	-	-	-	-	-
	1869	-	×	○	○	○	-	○
	現在	×	○(開渠)	○(暗渠)	○(暗渠)	○(暗渠)	×	○(暗渠)
	壁面	土	白漆喰	白漆喰	白漆喰	白漆喰	白漆喰+木	白漆喰+木
詳細意匠	左側面	土	白漆喰	白漆喰	白漆喰	白漆喰	白漆喰+木	白漆喰+木
	右側面	土	白漆喰	白漆喰	白漆喰	白漆喰	白漆喰+木	白漆喰+木
	腰壁	木製板張り	無し	木製板張り	石	石	なまこ壁 +石	なまこ壁 +石
	屋根	軒瓦意匠	一文字軒瓦	文様軒瓦	一文字軒瓦	文様軒瓦	一文字軒瓦	一文字軒瓦
	出入口	形態	片引き戸	引き違い戸	引き違い戸	両引き戸 片引き戸	両引き戸	両引き戸
窓	意匠	木製戸	木製戸	木製戸	木製戸	木製戸	木製戸	木製戸
	1階窓	木製サッシ	木製格子	木製サッシ	鉄格子 付き窓	鉄格子 付き窓	茶系 アルミサッシ	鉄格子 付き窓
	2階窓	木製サッシ	窓無し	鉄格子 付き窓	鉄格子 付き窓	鉄格子 付き窓	木製格子	木製格子
	1階窓廻り意匠	戸袋	戸袋	無し	瓦の庇	木製格子	無し	瓦の庇
	2階窓廻り意匠	木製手摺 戸袋/竹格子	-	瓦の庇	瓦の庇	無し	瓦の庇	瓦の庇
【凡例】		■: 調査項目に1つのみ	○: 隣接している	×	隣接していない	-	調査不可能	

* 大分大学大学院工学研究科博士前期課程

** 大分大学理工学部理工学科

建築学プログラム・准教授 博士(工学)

*Graduate Student, Oita Univ.

**Associate Professor, Div. of Architecture, Dept of Science and Technology, Faculty of Science and Technology, Oita University, Ph.D.